

# 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の 今後の進め方について（論点メモ）

平成 23 年 5 月 10 日

厚生労働省年金局



## 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業の今後の進め方について

○サンプル調査の結果を踏まえ、今後の紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ事業に関し、以下の論点について、検討を進める。

① 65歳未満の者の取扱い

- ・ 65歳未満の者について、全件突合せを行うかどうか。
- ・ 65歳未満の者の中には、受給者が存在するが、その取扱いをどうするか。

② 国民年金の記録の取扱い

- ・ 国民年金の記録について、全件突合せを行うかどうか。

③ 未統合記録の取扱い

- ・ 全件突合せを行うかどうか、特に、期間の短い記録の取扱いをどうするか。

④ 突合せを希望する方の取扱い

- ・ 記録の漏れや誤りがあるとして突合せを希望する方への対応をどうするか。

など

[備考] なお、上記の論点に関連して、今後の突合せ事業の取扱いを決定するまでの間の①65歳未満の者及び②国民年金の記録の突合せ作業については、保留の取扱いとしてはどうか。